

議案第 84 号

川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定についての市長の専決処  
分の承認について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、議会の議決すべき事件について  
特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると  
認め、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、  
承認を求める。

平成 20 年 6 月 2 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

## 専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について次のとおり専決処分する。

平成20年 4 月 30日

川崎市長 阿 部 孝 夫

### 川崎市手数料条例の一部を改正する条例

川崎市手数料条例（昭和25年川崎市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「若しくは第10条の2第1項から第5項まで」を「、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条」に改め、「第120条第1項」の次に「若しくは第126条」を加え、同条第7号中「又は第10条の2第1項から第5項まで」を「、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条」に改め、同条第8号中「第10条の2第1項から第5項までの規定」の次に「若しくは同法第126条の規定」を、「第120条第1項」の次に「若しくは第126条」を加え、同条第9号中「又は第10条の2第1項から第5項まで」を「若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条」に改め、同条第10号中「第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）」の次に「若しくは第126条」を加え、同条第239号中「第16条第8項」を「第15条の9第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成20年5月1日から施行する。ただし、第2条第239号の改正規定は、公布の日から施行する。

## 理 由

地方税法等の一部を改正する法律が平成20年4月30日に公布され同月1日から施行されること及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が同年3月19日に公布され同年5月1日から施行されることとなり、早急に川崎市手数料条例の一部を改正する条例を制定する必要性が生じたため